

# 奈良県森林技術センターにおける公的研究費の取扱いに関する規程

奈良県森林技術センター

## (趣旨)

第1条 本規程は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）等関係府省のガイドラインに基づき、奈良県森林技術センター（以下「当センター」という。）における公的研究費の取扱いに関し、法令に定めるもののほか、必要な事項を定める。

## (定義)

第2条 本規程において「公的研究費」とは、国、国立研究開発法人、国立大学法人、他の地方公共団体、民間企業等から交付・配分される研究資金をいう。

2 本規程において「研究員等」とは、当センターにおいて研究に従事する職員、事務職員、技術交流者等をいう。

3 本規程において「公的研究費の不正使用」とは、公的研究費を、本来の用途以外に使用すること、虚偽の請求により使用すること、その他法令等に違反して使用することをいう。

4 本規程において「コンプライアンス教育」とは、不正を事前に防止するために、当センターが研究員等に対し、自身が取り扱う公的研究費の使用ルールやそれに伴う責任、自らのどのような行為が不正に当たるのかなどを理解させることを目的として実施する教育をいう。

5 本規程において「啓発活動」とは、不正を起こさせない組織風土を形成するために、当センターが研究員等に対し、不正防止に向けた意識の向上と浸透を図ることを目的として実施する諸活動全般をいう。

## (最高管理責任者)

第3条 当センターを統括し、公的研究費の運営・管理について最終的な責任を負うものとして最高管理責任者を置き、所長をもって充てる。

2 最高管理責任者は、次の事項を実施する。

一 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。また、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って公的研究費の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮する。

二 不正防止対策の基本方針や具体的な不正防止対策の策定に当たっては、課長会議等において審議を主導するとともに、その実施状況や効果等について会議出席者と議論を深める。

三 最高管理責任者が自ら各課に足を運んで不正防止に向けた取組を促すなど、様々な啓発活動を定期的に行い、研究員等の意識の向上と浸透を図る。

## (統括管理責任者)

第4条 最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について当センター全体を統括する実質的な責任と権限を有するものとして統括管理責任者を置き、副所長をもって充てる。

2 統括管理責任者は、次の事項を実施する。

一 統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、当センター全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに

に、実施状況を最高管理責任者に報告する。

(コンプライアンス推進責任者)

第5条 当センターにおける公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を有するものとしてコンプライアンス推進責任者を置き、総務企画課長をもって充てる。

2 コンプライアンス推進責任者は、次の事項を実施する。

一 下記二～四の不正使用防止対策の実施状況を確認するとともに、統括管理責任者に報告する。

二 不正使用防止を図るため、統括管理責任者が策定する実施計画に基づき、公的研究費の運営・管理に関わる全ての研究員等に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。コンプライアンス教育の内容は、研究員等の職務内容や権限・責任に応じた効果的で実効性のあるものを設定し、定期的に見直しを行う。実施に際しては、研究員等に各年度に一度は受講させるとともに、対象者の受講状況及び理解度について把握する。

三 統括管理責任者が策定する実施計画に基づき、定期的な啓発活動を実施する。

四 研究員等が、適切に公的研究費の運営・管理を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

(監事)

第6条 当センターにおける公的研究費の運営・管理について監査するものとして監事を置き、総務企画課長をもって充てる。

2 監事は、次の事項を実施する。

一 監事は、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について当センター全体の観点から確認し、その結果について課長会議等において定期的に報告し、意見を述べる。

二 監事は、特に、統括管理責任者又はコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、意見を述べる。

(行動規範)

第7条 当センターにおける公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対する行動規範を策定する。行動規範の内容は、不正防止対策の基本方針における考え方を反映させたものとする。構成員の意識の向上と浸透のため、個々の事象への対応ではなく、機関の構成員としての取組の指針を明記し、コンプライアンス教育の中で周知徹底する。

(ルール・職務権限の明確化)

第8条 公的研究費に係る経理については、各公的研究費の定めるルールに準拠し、各課長が執行状況を適切に把握するとともに、支出・管理の事務手続きについては、奈良県会計規則に則り総務企画課等が行う。その他必要な事項は別途定める。

2 公的研究費に係る事務処理手続に関するルールについて、以下の観点から見直しを行い、明確かつ統一的な運用を図る。

一 全ての研究員等にとって分かりやすいようにルールを明確に定め、ルールと運用の実態が乖離していないか、適切なチェック体制が保持できるか等の観点から点検し、必要に応じて見直しを行う。

二 ルールの全体像を体系化し、公的研究費の運営・管理に関わる全ての研究員等に分かり

やすい形で周知する。

(誓約書の提出)

第9条 最高管理責任者は、第7条に定める行動規範を遵守することを約するため、公的研究費の運営・管理に関わる研究員等に対して、コンプライアンス教育受講の機会等において、公的研究費の使用にあたっての誓約書（別紙様式第1号）の提出を求める。

(不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施)

第10条 最高管理責任者は、公的研究費の不正防止を図るため、不正防止計画の推進を担当する部署（以下「不正防止計画推進部署」という。）を総務企画課に置く。

- 2 不正防止計画推進部署は、統括管理責任者ととも当センター全体の具体的な対策（不正防止計画、コンプライアンス教育・啓発活動等の計画を含む。）を策定・実施し、実施状況を確認する。
- 3 不正防止計画推進部署は監事との連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、不正防止計画の策定・実施・見直しの状況について意見交換を行う機会を設ける。
- 4 不正防止計画推進部署は、内部監査部門と連携し、不正を発生させる要因がどこにどのような形であるのか、当センター全体の状況を体系的に整理し評価する。要因の把握に当たっては、各省庁の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に実施上の留意事項として例示されている一般的に想定されるリスクに注意が必要である。
- 5 最高管理責任者が策定する不正防止対策の基本方針に基づき、統括管理責任者及び不正防止計画推進部署は、当センター全体の具体的な対策のうち最上位のものとして、不正防止計画を策定する。
- 6 不正防止計画の策定に当たっては、上記4で把握した不正を発生させる要因に対応する対策を反映させ、実効性のある内容にするとともに、不正発生要因に応じて随時見直しを行い、効率化・適正化を図る。
- 7 各課は、不正根絶のために、不正防止計画推進部署と協力しつつ、主体的に不正防止計画を実施する。

(内部監査)

第11条 公的研究費の経理に関して、適正な執行を期するとともに、不正使用を防止するために内部監査を行う。

- 2 内部監査部門は、最高管理責任者の直轄的な組織とし、実効性ある権限を付与し強化する。
- 3 当センターは、公的研究費の交付・配分元の機関（以下「配分機関」という。）が実施する各種調査について協力する。
- 4 内部監査結果等については、コンプライアンス教育及び啓発活動にも活用するなどして周知を図り、当センター全体として同様のリスクが発生しないように徹底する。
- 5 その他内部監査の実施に関して必要な事項は別途定める。

(相談窓口の設置)

第12条 公的研究費の使用に係る事務処理手続きに関し、明確かつ統一的な運用を図るため、当センター内外からの相談窓口を総務企画課に置く。

- 2 公的研究費の不正への取組に関する当センターの方針等を外部に公表する。

(告発等の受付窓口)

第 13 条 当センターにおける公的研究費の不正使用に関する告発等の受付窓口を総務企画課に置く。

- 2 告発を受けた総務企画課は、速やかに統括管理責任者に報告することとする。
- 3 統括管理責任者は、告発の内容の合理性を確認及び調査の要否を判断し、当該調査の要否を最高管理責任者へ報告することとする。
- 4 最高管理責任者は、受付から 30 日以内に配分機関に報告するとともに、調査の実施に際しては、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関と協議しなければならない。
- 5 関係者は、告発者の秘密を保持しなければならない。

(公的研究費不正調査委員会の設置及び調査)

第 14 条 公的研究費の取扱いについて、不正使用もしくは不正使用が疑われる事態になった場合、最高管理責任者は、速やかに公的研究費不正調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置しなければならない。

- 2 調査委員会の委員は、最高管理責任者を長とし、統括管理責任者及びその他最高管理責任者が指名する当センターに属さない第三者（弁護士、公認会計士等）で構成する。ただし、この第三者は当センター及び告発者、被告発者と直接の利害関係を有しない者とする。
- 3 調査委員会は、関係帳票等の調査を行い、不正の有無、内容、関与した研究員等及びその関与の程度、不正使用の相当額等について認定しなければならない。なお、調査の過程であっても、不正事実が一部でも認められた場合には、速やかに認定しなければならない。

(調査における一時執行停止)

第 15 条 最高管理責任者は、必要に応じて、被告発者等の調査対象となっている者に対し、調査対象制度の公的研究費の使用停止を命ずることとする。

(不正調査の報告)

第 16 条 調査委員会は、不正使用の事実を認定した場合、速やかに最高管理責任者に報告しなければならない。

- 2 最高管理責任者は、告発等の受付から 210 日以内に、調査の結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の研究資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出しなければならない。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出しなければならない。
- 3 最高管理責任者は、調査の過程であっても、不正事実が一部でも認められ、調査委員会が認定した際には、配分機関に報告しなければならない。
- 4 最高管理責任者は、調査委員会による調査終了前であっても、調査の進捗状況報告を配分機関から求められた際には、速やかに中間報告を提出しなければならない。
- 5 最高管理責任者は、配分機関から当該事案に関わる資料の提出や閲覧、現地調査等の要求があった場合は、正当な理由がある場合を除きこれに応じなければならない。

(再発防止)

第 17 条 最高管理責任者は、把握した不正発生要因を基に、不正防止計画の見直しと強化を調査委員会に指示し、再発防止に努めなければならない。

(不正使用に対する処分)

第 18 条 調査委員会の調査により公的研究費の使用に関し不正の事実が認定された場合における処分等については、「地方公務員法」、「職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例（奈良県条例第 47 号）等に定めるところによる。

(雑則)

第 19 条 この規則に定めるもののほか、公的研究費等の不正使用に関し必要な事項は最高管理責任者が別に定めることができる。

(附則)

平成 27 年 4 月 1 日 制定

(附則)

令和 4 年 12 月 1 日 一部改正

(別紙様式第 1 号)

## 公的研究費にかかる誓約書

(最高管理責任者)

森林技術センター所長 殿

年 月 日

氏名 (自筆)

---

私は、公的研究費の運営・管理に当たり、下記の事項を遵守することを誓います。

### 記

- 1 公的研究費に係る法令、国の通達並びに県の条例、規則及び森林技術センターの定める諸規則を遵守します。
- 2 公的研究費の不正使用は行いません。
- 3 規則等に違反して、不正を行った場合は、県や公的研究費の配分機関の処分を受けるとともに、法的な責任を負担することに同意します。

以上